

2

贈与税の計算方法

(1) 贈与税の課税価格

贈与税は個人から財産の贈与を受けた人に対し、1年間（1月1日から12月31日まで）に贈与を受けた財産の総額に対して、それから基礎控除額を控除した後の金額に課税されます。

贈与税は累進課税といって、贈与を受けた金額が多くなるほど税率が高くなるしくみになっています。

贈与税の課税価格 = 本来の贈与財産 + みなし贈与財産 - 非課税財産

※みなし贈与財産、非課税財産については、(4-1 贈与税の概要)を参照。

■ 贈与税の速算表

課税価格 (贈与財産の価額－基礎控除額)	平成26年12月31日 までの贈与		平成27年1月1日以後の贈与			
			20歳以上の者が 直系尊属から受けた贈与		左記以外の場合	
	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	—	10	—	10	—
200万円超 300万円以下	15	10	15	10	15	10
300万円超 400万円以下	20	25			20	25
400万円超 600万円以下	30	65	20	30	30	65
600万円超 1,000万円以下	40	125	30	90	40	125
1,000万円超 1,500万円以下	50	225	40	190	45	175
1,500万円超 3,000万円以下			45	265	50	250
3,000万円超 4,500万円以下			50	415	55	400
4,500万円超			55	640		

贈与税額 = 基礎控除後の課税価格 × 税率 - 控除額

(2) 贈与税の基礎控除

贈与税の基礎控除は110万円です。したがって、年間の贈与額が110万円以下であれば贈与税は課税されず、申告も必要ありません。

贈与税額は、年間で贈与を受けた財産の総額から110万円を引いた差額に税率をかけて計算します。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

(3) 贈与税の計算方法

これまでに説明してきた、贈与税の計算方法を式にまとめると次のようになります。

$$\text{贈与税額} = (\text{1年間に贈与を受けた財産の合計額} - 110 \text{万円}) \times \text{税率}$$

<計算例>

同一年中に父親から300万円、母親から200万円、合計500万円の現金の贈与を受けた場合

$$(300 \text{万円} + 200 \text{万円}) - 110 \text{万円} = 390 \text{万円}$$

$$390 \text{万円} \times 20\% - 25 \text{万円} = 53 \text{万円}$$

(4) 贈与税の申告・納付

贈与によって取得した財産の課税価格が基礎控除額を超える場合には、贈与税の申告をし納税をすることになります。申告と納税は贈与を受けた人の住所地を管轄する税務署で、申告の期限は贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までとなります。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。